

備考

1 指定する地域は、この図において網掛けで示した範囲の外線の町丁目界、水際線及び次の表に掲げる境界線で囲まれた区域とする。

| 別 図<br>の番号 | 図示された<br>境界線の範<br>囲の番号 | 境界線の種類   | 備 考  |
|------------|------------------------|--|--|
| 1          | ①                      | 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。)の中心線                              | 道路の交差点の部分に係る境界線は、境界線に沿ってある道路の一部である場合を除き、交差点の両端に接する道路の中心線を結ぶ直線とする。以下「道路の中心線」において同じ。 |
|            | 2                      | ①  | 道路の中心線   |
| 2          | ②                      | 用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の境界線 | 商業地域の北側端線  |
|            | ③                      | 都市計画道路(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第11条第1項第1号に掲げる都市計画施設である道路をいう。以下同じ。)の中心線   | 東京都市計画道路幹線街路放射第6号線   |
|            | ④                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑤                      | 敷地の境界線   | 新宿区新宿六丁目32番地9の境界線  |
|            | ⑥                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑦                      | 都市計画道路の中心線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第5の1号線   |
|            | ⑧                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑨                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑩                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の西側端線  |
|            | ⑪                      | その他の線  | ⑩の北側端点と⑫の南側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑫                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の西側端線  |
|            | ⑬                      | その他の線  | ⑫の北側端点と⑭の東側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑭                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑮                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑯                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑰                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑱                      | 都市計画道路の端線に相当する線から東側30mの線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線   |
|            | ⑲                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑳                      | 道路の境界線   | 道路の北側端線  |
|            | ㉑                      | 敷地の境界線   | 新宿区富久町21番1号から5号の境界線  |
|            | ㉒                      | 都市計画道路の端線に相当する線から西側30mの線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線   |
|            | 3                      | ①  | 道路の中心線   |
| ②          |                        | 敷地の境界線   | 渋谷区神宮前五丁目52番地32、53番地14及び53番地15の境界線   |
| ③          |                        | 道路の中心線   |  |
| ④          |                        | 用途地域の境界線   | 商業地域の東側端線  |
| ⑤          |                        | その他の線  | ④の南側端点と⑥の北側端点とを結んだ直線   |
| ⑥          |                        | 道路の中心線   | 都道芝新宿王子線   |
| ⑦          |                        | 道路の中心線   | 特別区道渋谷547号   |
| ⑧          |                        | 鉄道の境界線   | 東京急行電鉄東横線の東側端線   |
| ⑨          |                        | 都市計画道路の端線に相当する線から西側20mの線   | 東京都市計画道路補助線街路第18号線   |
| ⑩          |                        | 道路の中心線   |  |
| ⑪          |                        | 用途地域の境界線   | 第一種住居地域の南側端線   |
| ⑫          |                        | その他の線  | ⑨の南側端点と町丁目界の交点とを結んだ直線  |
| ⑬          |                        | 道路の中心線   |  |
| ⑭          |                        | 道路の中心線   |  |
| 4          | ①                      | 道路の中心線   |  |
|            | ②                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線  |
|            | ③                      | その他の線  | ②の東側端点と④の西側端点とを結んだ直線   |
|            | ④                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線  |
|            | ⑤                      | 道路の境界線   | 道路の東側端線  |
|            | ⑥                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑦                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑧                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の80)の東側端線   |
|            | ⑨                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の東側端線  |
|            | ⑩                      | その他の線  | ⑨の南側端点と⑪の東側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑪                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑫                      | 鉄道の境界線   | 西武鉄道池袋線の東側端線   |
|            | ⑬                      | 鉄道の境界線   | 東日本旅客鉄道山手線の西側端線  |
|            | ⑭                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の南側端線  |
|            | ⑮                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑯                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑰                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑱                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑲                      | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線  |
| ⑳          | その他の線                  | ①の北側端点と⑲の北側端点とを結んだ直線   |  |
| 5          | ①                      | 道路の中心線   |  |
|            | ②                      | 道路の中心線   |  |
|            | ③                      | その他の線  | ②の南東側端点と④の西側端点とを結んだ直線  |
|            | ④                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の北側端線   |
|            | ⑤                      | その他の線  | ④の東側端点と⑥の西側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑥                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の北側端線   |
|            | ⑦                      | その他の線  | ⑥の東側端点と⑧の西側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑧                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の北側端線   |
|            | ⑨                      | その他の線  | ⑧の東側端点と⑩の西側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑩                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の北側端線   |
|            | ⑪                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑫                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑬                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑭                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑮                      | その他の線  | ⑭の南側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑯                      | 道路の中心線   |  |
|            | ⑰                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の南側端線   |
|            | ⑱                      | その他の線  | ⑰の西側端点と⑲の東側端点とを結んだ直線   |
|            | ⑲                      | 用途地域の境界線   | 商業地域(容積率10分の60)の南側端線   |
|            | ⑳                      | その他の線  | ⑲の西側端点と㉑の南側端点とを結んだ直線   |
|            | ㉑                      | 道路の境界線   | 道路の東側端線  |
|            | ㉒                      | 道路の中心線   |  |
|            | ㉓                      | 道路の中心線   |  |
|            | ㉔                      | 道路の中心線   |  |

別図備考を次のように改める。

| 別 図<br>の番号 | 示された<br>境界線の範<br>囲の番号 | 境界線の種類  | 備 考  |                       |
|------------|-----------------------|---|--|-----------------------|
| 6          | ①                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | 7                     | ①   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ②   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ③   | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線             |
|            |                       | ④   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ⑤   | 用途地域の境界線   | 準工業地域の東側端線            |
|            |                       | ⑥   | 用途地域の境界線   | 準工業地域(容積率10分の40)の東側端線 |
|            |                       | ⑦   | 鉄道の境界線   | 東日本旅客鉄道山手線の北側端線       |
|            |                       | ⑧   | 鉄道の中心線   | 東海旅客鉄道東海道新幹線          |
|            |                       | ⑨   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ⑩   | 用途地域の境界線   | 商業地域の南側端線             |
|            |                       | ⑪   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ⑫   | 道路の中心線   |                       |
|            |                       | ⑬   | その他の線  | ⑫の北側端点と⑭の西側端点とを結んだ直線  |
|            |                       | ⑭   | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線             |
|            |                       | ⑮   | その他の線  | ⑭の東側端点と⑯の西側端点とを結んだ直線  |
|            |                       | ⑯   | 用途地域の境界線   | 商業地域の北側端線             |
| ⑰          | その他の線                 | ⑰の北側端点と⑱の東側端点とを結んだ直線  |  |                       |
| 8          | ①                     | 高層住居誘導地区(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた同法第8条第1項第2号の3に規定する高層住居誘導地区をいう。以下同じ。)の境界線 | 高層住居誘導地区の北側及び西側端線  |                       |
|            | ②                     | 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線                              | 平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線  |                       |
| 9          | ①                     | 公有水面埋立法第2条第1項の規定により免許を受けた埋立区域の境界線   | 平成12年8月17日付12港営水第125号により免許を受けた埋立区域の北側端線  |                       |
|            | ②                     | 高層住居誘導地区の境界線  | 高層住居誘導地区の西側端線  |                       |
|            | ③                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ④                     | その他の線   | ③の西側端点と⑤の西側端点とを結んだ直線   |                       |
|            | ⑤                     | 道路の境界線  | 道路の西側端線  |                       |
| 10         | ⑥                     | 敷地の境界線  | 江東区有明三丁目6番地、14番地、22番地及び26番地の境界線  |                       |
|            | ①                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ②                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ③                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ④                     | 鉄道の中心線  | 東海旅客鉄道東海道新幹線   |                       |
|            | ⑤                     | 都市計画道路の端線に相当する線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第三号線支線5の南側端線に相当する線   |                       |
|            | ⑥                     | 都市計画道路の端線に相当する線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線  |                       |
|            | ⑦                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑧                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑨                     | 道路の中心線  |  |                       |
| 11         | ①                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ②                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ③                     | 道路の中心線  |  |                       |
| 12         | ①                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ②                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ③                     | 敷地の境界線  | 港区芝浦三丁目117番及び同丁目11番72と同丁目11番118との境界線、同丁目11番72と同丁目11番3、同丁目11番71、同丁目11番138、同丁目11番137及び同丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番6及び同丁目336番12と同区芝浦三丁目11番4との境界線、同区芝四丁目336番12及び同丁目336番6と同区芝五丁目315番1との境界線 |                       |
|            | ④                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑤                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑥                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑦                     | 敷地の境界線  | 港区三田四丁目5番1と同丁目4番1との境界線、同丁目5番1、同丁目5番66から68まで、同丁目5番56、同丁目5番2及び同区三田三丁目407番9と同区三田四丁目7番との境界線、同区三田三丁目407番9と同丁目409番3との境界線、同丁目407番9及び同丁目407番4と同丁目407番5との境界線                              |                       |
|            | ⑧                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑨                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑩                     | 都市計画道路の端線に相当する線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第四号線の北側端線に相当する線  |                       |
|            | ⑪                     | 道路の境界線  | 道路の東側端線  |                       |
|            | ⑫                     | 都市計画道路の端線に相当する線   | 東京都市計画道路幹線街路環状第四号線の南側端線に相当する線  |                       |
|            | ⑬                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑭                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑮                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑯                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑰                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑱                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑲                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ⑳                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉑                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉒                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉓                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉔                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉕                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉖                     | 道路の中心線  |  |                       |
|            | ㉗                     | 道路の中心線  |  |                       |
| ㉘          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉙          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉚          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉛          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉜          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉝          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉞          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㉟          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㊱          | 鉄道の中心線                | 東日本旅客鉄道東海道線   |  |                       |
| ㊲          | 道路の中心線                |   |  |                       |
| ㊳          | 道路の中心線                |   |  |                       |

2 指定した区域は、平成23年11月10日における行政区画、道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

●東京都告示第七百五十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月七日


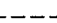

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森東  
三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 トリクロロエチレン

別図



凡例

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画線
-  筆境界及び敷地境界

〈起点〉  
起点は、大田区大森東三丁目6393番2の最北端とする。

〈格子の回転角度: 47度35分13秒〉  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 外 添 要 一

|          |              |        |          |           |          |                             |
|----------|--------------|--------|----------|-----------|----------|-----------------------------|
| 登録番号     | 有効期限         | 肥料の種類  | 肥料の名称    | 保証成分量(%)  | その他の規格   | 生産業者の名称及び住所                 |
| 東京都第九六五号 | 平成二十三年十一月十一日 | 副産石灰肥料 | 五〇・〇副産石灰 | フルカリ分五〇・〇 | 公定規格のとおり | 株式会社カナエフエス<br>調布市仙川町二丁目五番地七 |

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第412号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第11条第1項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び法第12条第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成27年12月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 佳 英

記

1 日時

平成27年12月15日(火曜日) 午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本都内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

小金井市前原町三丁目23番32号

神田 雄啓

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACW協会

三 代表者の氏名

釜形 了一

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市原町田六丁目二十五番十二号 アルトル

レ町田三〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本圏内の福祉関係機関で就労をめざす外国人に対して必要な教育を支援し、国際社会で活躍できる福祉に係る人材育成・研修支援事業、人材活用・経営支援事業、普及啓発事業、相談・生活支援事業、講演会・交流会事業などを行い、日本及び母国において住民の健康と福祉を支える人材の育成並びに日本の国際化に伴う諸問題の解消と国際社会の発展に寄与し、もって不特定かつ多数のものの利益の増進をはかることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リスク・マネジメント研究機構

三 代表者の氏名

武井 勲、西山 正樹

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区小石川四丁目十五番六一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、リスク・マネジメントに関する研究を行い、家庭、企業、社会におけるリスク・マネジメントの現状分析とあるべき対策等について提言を図るほか、リスク・マネジメントに係る教育、啓発活動を推進し、もつて社会・公共の安全・安心と平穏な国民生活の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人花咲舞踊研究会

三 代表者の氏名

野西 巧三

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区関町北四丁目十一番十五一三〇九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民(外国人を含む)を対象として、日本舞踊や新舞踊、創作舞踊をはじめとする舞踊の普及および振興を通じて、日本文化の発信を行うとともに、外国の文化との交流を促進させ、グローバル化著しい現代社会の平和と安寧に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Heart Lead

三 代表者の氏名

佐達 秀隆

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区西瑞江四丁目十六番地 山口方

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また誇りを持って地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人BASE

三 代表者の氏名

向谷地 宣明

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区要町一丁目四十五番十八号 中川コーポ

一 F 五 定款に記載された目的

この法人は障害を抱えた方とその家族、関係者、生活困窮者及び地域社会が抱える福祉的課題に取り組み、当事者一人ひとりが地域社会の構成員としてより良い生活をしていけるよう各種生活、就労支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人すみだ学習ガーデン

二 代表者の氏名

高林 眞理

三 主たる事務所の所在地

東京都墨田区東向島二丁目三十八番七号

四 仮認定の有効期間

平成二十七年十一月二十七日から平成三十年十一月二十六日まで

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二

十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ワーク・ライフ・バランスラボ

二 代表者の氏名

中嶋 篤子

三 主たる事務所の所在地

東京都足立区舎人一丁目二十五番九号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため

五 失効年月日

平成二十七年十一月四日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、府中市計画道路三・二・二の二号東京八王子線及び国立都市計画道路三・三・二号東京八王子線(府中市西原町二丁目〇国立市谷保間)建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京都

東京都知事 舛 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

府中市計画道路三・二・二の二号東京八王子線及び国立都市計画道路三・三・二号東京八王子線(府中市西原町二丁目〇国立市谷保間)建設事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十七年十二月十四日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年三月三十一日

五 届出日

平成二十七年十一月十八日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

平成二十七年十二月七日

一号)に到着するよう提出してください。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>一 店舗名<br/>東京都知事 舛 添 要 一<br/>渋谷神南共同ビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか</p>   | <p>十六 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>   | <p>及び容量</p> <p>七 変更前の開店時刻<br/>午前十時</p> <p>八 変更後の開店時刻<br/>午前十時ほか</p> <p>九 変更前の閉店時刻<br/>午後九時</p> <p>十 変更後の閉店時刻<br/>午後十一時ほか</p> <p>十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる<br/>午前九時三十分から午後九時三十分まで</p> <p>十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる<br/>午前九時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>十三 変更日<br/>平成二十七年十一月十九日ほか</p> <p>十四 届出日<br/>平成二十七年十一月十一日</p> <p>十五 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間<br/>平成二十七年十二月七日から平成二十八年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> |
| <p>三 設置者名<br/>株式会社丸井ほか十六名</p> <p>四 設置者住所<br/>中野区中野四丁目三番二号ほか<br/>株式会社丸井ほか一名</p>  | <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について<br/>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。<br/>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。<br/>平成二十七年十二月七日</p> | <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり</p>  |
| <p>五 変更を行った設置者名<br/>株式会社丸井ほか一名</p> <p>六 変更前の設置者住所<br/>北海道札幌市中央区南六条西二十四丁目二番二十八号(波多野 文章)</p> <p>七 変更後の設置者住所<br/>北海道留萌市見晴町一丁目七十八番地六十三共B公宅三号(波多野 文章)</p>  | <p>一 店舗名<br/>渋谷神南共同ビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか</p> <p>三 設置者名<br/>株式会社丸井ほか十六名</p> <p>四 設置者住所<br/>中野区中野四丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設的位置及び容量<br/>店舗内 九・五〇立方メートル</p> <p>六 変更後の廃棄物等の保管施設的位置<br/>店舗内 四十一・一八立方メートル</p>  | <p>縦覧期間<br/>平成二十七年六月三日ほか</p> <p>届出日<br/>平成二十七年十一月十日</p> <p>縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>   |
| <p>八 変更前の設置者の代表者名<br/>川下 雄司(株式会社丸井)</p> <p>九 変更後の設置者の代表者名<br/>中村 正雄(株式会社丸井)</p> <p>十 変更前の小売業者の氏名又は名称<br/>株式会社丸井ほか二名</p> <p>十一 変更後の小売業者の氏名又は名称<br/>株式会社スタイラほか三十五名</p>                                    | <p>一 店舗名<br/>渋谷神南共同ビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか</p> <p>三 設置者名<br/>株式会社丸井ほか十六名</p> <p>四 設置者住所<br/>中野区中野四丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設的位置及び容量<br/>店舗内 九・五〇立方メートル</p> <p>六 変更後の廃棄物等の保管施設的位置<br/>店舗内 四十一・一八立方メートル</p>  | <p>縦覧期間<br/>平成二十七年十二月七日</p>   |
| <p>十二 変更日<br/>平成二十七年六月三日ほか</p> <p>十三 届出日<br/>平成二十七年十一月十日</p> <p>十四 縦覧場所<br/>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間<br/>平成二十七年十二月七日から平成二十八年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> | <p>一 店舗名<br/>渋谷神南共同ビル</p> <p>二 店舗所在地<br/>渋谷区神南一丁目三十三番一号ほか</p> <p>三 設置者名<br/>株式会社丸井ほか十六名</p> <p>四 設置者住所<br/>中野区中野四丁目三番二号ほか</p> <p>五 変更前の廃棄物等の保管施設的位置及び容量<br/>店舗内 九・五〇立方メートル</p> <p>六 変更後の廃棄物等の保管施設的位置<br/>店舗内 四十一・一八立方メートル</p>  | <p>縦覧時間<br/>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>   |

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 東京ガーデンテラス

二 店舗所在地 千代田区紀尾井町一番地二ほか

三 設置者名 株式会社西武プロパティーズ

四 意見

ア 聴取者 千代田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十一月十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 文京グリーンコート

二 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号

三 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 文京区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十一月二十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十二月七日から平成二十八年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条  
第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり  
公表する。

平成二十七年十二月七日

東京都知事 外 添 要 一

平成27年10月分

| 特殊肥料の<br>指定名 | 生産（輸入又は<br>販売）届出業者 | 届出名<br>（商品名）   | 検 査 の 結 果 |         |         |              |              |          |     |         | 備考 |
|--------------|--------------------|----------------|-----------|---------|---------|--------------|--------------|----------|-----|---------|----|
|              |                    |                | TN<br>%   | TP<br>% | TK<br>% | TCu<br>mg/kg | TZn<br>mg/kg | TCa<br>% | C/N | 水分<br>% |    |
| 堆肥           | 鈴木 安               | 堆肥             | 2.7       | 1.1     | 1.6     | 25           | 108          | 2.6      | 15  | 77.7    |    |
| 堆肥           | 萩生田 喜晴             | 牛糞たい肥          | 2.3       | 1.3     | 2.5     | 33           | 156          | 4.8      | 14  | 65.3    |    |
| 堆肥           | 鈴木 亨               | 牛糞堆肥           | 3.3       | 0.9     | 3.7     | 41           | 129          | 2.1      | 12  | 54.1    |    |
| 堆肥           | オリンパス株式会社          | オリンパス<br>エコユーク | 2.7       | 1.5     | 0.8     | 4            | 22           | 5.9      | 15  | 8.6     |    |

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量  
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量  
2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001